佐賀県告示第 213 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成 26 年佐賀県条例 第 87 号。以下「条例」という。)第 11 条第1項の規定により、令和4年9月 9日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

令和4年9月8日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 失効する知事指定薬物の名称
 - (1) 化学名 1-(シクロブチルメチル)-N-(2-フェニルプロパン -2-イル)-1 H-インダゾール-3-カルボキサミド(通称名: CUMYL-CBMINACA) 及びその塩類
 - (2) 化学名 [(2S, 4S) 2, 4 ジメチルアゼチジン-1 イル] [(8R) 6 メチル-9, 10 ジデヒドロエルゴリン-8 イル] メタノン (通称名: LSZ、LA-SS-Az) 及びその塩類
 - (3) 化学名 1-(4-7)ルオロ-3-メチルフェニル)-2-(1)ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン(通称名:4-fluoro-3-methyl- α -PVP、MFPVP)及びその塩類
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第6号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。